

月形高校 いじめ対策基本方針及び対策マニュアル

Ⅰ 本校のいじめ対策

事実発覚 → 発見者、対処者による**認知**

→ いじめ対策委員会委員長（生徒指導部長）の**認知**

→ 教頭の**認知** → 校長の**認知**

- * 上記の順で確実に報告をする。（認知）
- * 報告を受けて、いじめ対策委員会（教頭・生徒指導部長・教務部長・進路部長・養護教諭・S・C・場合によっては警察官）にて対策法を討議し（保護者、関係機関との連絡協議も含む）、対策法を作成。職員会議にて審議、対策を決定する。
- * 対策後の結果を当委員会にて吟味し、対策が不十分な場合は更に対策を練り直し対処する。

特に緊急を要する場合は、発見者、対処者から速やかに教頭に連絡し対応する。その

後上記の対策を行う。

2 いじめ予防の取組

- ア いじめに向かわせない態度の育成に向けた講話の実施。
- イ 授業や行事に主体的に参加できるわかる授業づくりを推進する。
- ウ 生徒の自己有用感・自己肯定感の育成を行う。
- エ 生徒自らがいじめについて主体的に学ぶ取組の推進を行う。
- オ 専門家やスクールカウンセラーを招いてソーシャルスキルトレーニングを実施する。
- カ 良好な人間関係を形成することの大切さについて理解を深める。
- キ 学校行事等での取組に対しても、意義を十分に理解させ、取組に対する自己評価・改善を行う機会を設ける。

3 いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

- ア 根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感とホームルームへの安心感を育む。
- イ ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気浸透させる。
- ウ いじめについて教職員全員による共通理解及び情報の共有を研修等を通じて行う。
- エ いじめを生まないための環境要因の改善と教職員の資質向上にむけての努力を行う。

4 いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

- ア 法律や自校の学校いじめ防止基本方針についての理解を深める。
- イ 司法機関や法律の専門家から法律の意味や役割について学ぶ機会を持つことで市民社会のルールを守る姿勢を身に付ける。

5 早期発見・早期解消の手だての実施について

(1) いじめに気付くための組織的な取組

- ア 日常的な生徒観察及び声かけを励行する。
- イ 適宜実施するアンケート調査や担任を中心とした生徒との面談の実施を常々行う。
- ウ 家庭と連携したいじめについての情報共有を行う。
- エ 教育相談体制の充実とその機能整備を続ける。
- オ いじめ対策委員会を定期的開催し、学校いじめ防止基本方針の徹底のための研修実施やそのときの状況の変化に応じて常に内容の変更を行っていく。
- カ 相談者を選ぶ事のできる相談窓口を設置し、運用していく。(月高SOS)

(2) いじめへの対応の組織的な共通理解

- ア いじめ発見及び通報等の情報を受けたときの初期対応を怠ることなく迅速に行う。
- イ 被害生徒及び保護者への支援を積極的に行う。
- ウ 加害生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- エ いじめが起きた集団への働きかけを、慎重により効果的に行う。
- オ ネット上でのいじめ被害への対応及び、警察官による定期的な講演会を実施する。

(3) いじめ解消に向けた対応

- ア いじめ対策委員会と学年、担任との連携の中で、被害生徒の直接対応は本人の意向を尊重した上で、本人の希望の人材を対応者とし、担任や学年はそのサポートを行う。いじめ対策委員会は、他機関との連絡調整及び対策方針の検討、遂行、補助を行う。
- イ 加害者生徒に対しての指導も状況をしっかりと踏まえた上で、同上(ア)と同様の対応方法で行う。

6 保護者との連携について

- (1) 未然防止に向けた日常的な情報交換を行う。
- (2) いじめが確認された場合の事実関係の情報提供及びそれに関わる支援・助言が常にできるようつながりを、常に持っておく。
- (3) 被害者及び加害者の保護者との連携を親身になって行う。

7 地域の人々・外部組織との連携について

- (1) 保護者・地域住民が学校運営に参画して地域とともにある学校づくりを目指すためにさまざまな形で連携をはかる。
- (2) HPを活用し、保護者や地域に対していじめの取組に関する情報発信を行う。
- (3) ネット利用及び生命尊重等を演題にした外部講師を活用した講話の実施、計画を行う。
- (4) 犯罪行為や生徒の身体・生命に被害が及ぶ際の警察並びに教育委員会との連携。
- (5) PTA や地域の関係団体と学校関係者が協議し、地域ぐるみの取組を推進していく。
- (6) 重大事態が発生した際の第三者委員会の設置等による組織体制の確立を行う。

8 その他留意事項について

- (1) 教職員の資質向上に向けた校内外研修の充実・促進をはかる。
- (2) 学校評価や教職員評価の活用。
- (3) 「コンパス」を使用した職員による校内研修の実施。